

【介護保険】重要事項説明書

令和6年6月1日現在

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省第37号の第8条に基づいて、事業者が利用者又はその家族に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人新都市医療研究会「君津」会
所在地及び連絡先	千葉県君津市東坂田4丁目7番20号 0439-52-2366
代表者名	理事長 池田 重雄
併設サービス事業所等	南大和病院、南大和クリニック、南大和高座クリニック、南大和老人保健施設、通所リハビリテーション、居宅介護支援事業所、訪問診療、訪問リハビリテーション

2. 事業所概要

事業所	南大和訪問看護ステーション
所在地及び連絡先	大和市下和田940番地1号 046-268-5992
介護保険事業所番号	神奈川県指定 第1463090008号
管理者	加藤 香織
サービス提供地域	大和市、横浜市泉区、瀬谷区、藤沢市、綾瀬市

(注)上記以外の地域の訪問は所定の交通費(1km100円+消費税)を別途いただきます

3. 事業目的と運営方針

○事業目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

○運営方針

- 利用者の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、在宅医療を活用して快適な在宅療養が継続できるよう支援する。
- 本事業所は開設事業者とは独立して位置づけるものとし、管理者の責任において実施する。
- 訪問看護の実施にあたっては、関係市区町村、地域の医療・保健・福祉サービス機関の密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

4. 本事業所の職員体制（令和6年6月1日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1名	
看護師	2名	3名
事務員	1名	

5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時 土曜日 午前8時30分から午後0時30分 (日曜日・祝日 休み) ※年末年始(12/30～1/3)は「休日」の扱いになります。 緊急時訪問看護体制(24時間連絡を受け、必要に応じて訪問いたします。)
----------	--

6. 利用料

○利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用に掛かる額の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者は、南大和訪問看護ステーション料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料金の支払い方法

毎月10日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

1) 利用者の指定の口座から、自動振替の場合

利用料は、1カ月単位とし、当該月の利用料は、自動振替の手続き完了後、翌月27日に利用者が指定する口座から振り替えます。(27日が土・日・休日の場合は、その翌日) ※請求明細書は事前に通知し、領収書は引落し確認後にお渡しします。

2) 現金払いの場合

利用料は、1カ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を即時お渡し致します。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前々日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
前日、訪問までのご連絡の場合	利用者負担金の50%をご請求いたします。
訪問までにご連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%をご請求いたします。

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。

7. 緊急時における対応方法(緊急時の連絡方法についてをご参照ください)

1) 緊急時の対応方法をあらかじめ主治医、利用者と確認します。

2) 訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡し対応します。また主治医と連絡がとれない場合は、必要に応じて緊急搬送等適切な判断をし対応します。

8. 事故発生時の対応

(1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

9. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要に応じた訪問を行います。

10. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

11. 高齢者への不適切な対応防止

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の発生または再発防止のために、指針を整備するとともに次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上・虐待防止に努めます。
- (2) 委員会を定期的開催し、内容について従業者へ十分周知します。
- (3) 不適切な対応防止のための責任者：加藤 香織

12. 苦情申し立て窓口

南大和訪問看護ステーション 担当者 加藤香織	所在地 大和市下和田940-1 電話番号 046-268-5992 対応時間 月～金曜8:30～17:00 土曜8:30～12:30 土・日・祝日・年末年始は除く
大和市健康福祉部 介護保険課 事業者指導係	所在地 大和市下鶴間1-1-1市役所本庁舎1F 電話番号 046-260-5170 対応時間 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始は除く
泉区福祉保健センター 高齢・障害支援課 介護保険担当	所在地 横浜市泉区和泉中央北5- 電話番号 045-800-2436 対応時間 8:45～17:00 土・日・祝日・年末年始は除く
瀬谷区高齢・障害支援課	所在地 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 電話番号 045-367-5714 対応時間 8:45～17:00 土・日・祝日・年末年始は除く
藤沢市福祉部介護保険課	所在地 藤沢市朝日町1-1市役所本庁舎2F 電話番号 0466-50-8270 対応時間 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始は除く
綾瀬市福祉部高齢介護課 介護保険担当	所在地 綾瀬市早川550 電話番号 0467-70-5636 対応時間 8:30～17:00 土・日・祝日・年末年始は除く
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 対応時間 8:30～17:15 土・日・祝日・年末年始は除く

【説明確認欄】 年 月 日

重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業所 所在地 大和市下和田940-1
事業所名 南大和訪問看護ステーション

説明者 _____

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名 _____

代理人又は立会人
氏名 _____

訪問看護料金表(別表) - 介護保険 -

令和6年6月改正

介護保険(介護予防も同様)		サービス内容略称	訪問看護	予防訪問看護	利用者負担額	
			単位数	単位数	(介護1割負担)	(予防1割負担)
訪問看護費	20分未満	訪問看護 I 1	314	303	336円	325円
	30分未満	訪問看護 I 2	471	451	504円	483円
	30分以上60分未満	訪問看護 I 3	823	794	881円	850円
	60分以上1時間30分未満	訪問看護 I 4	1,128	1,090	1,207円	1,167円
※早朝(6時~8時)・夜間(18時~22時)は25%増 深夜(22時~翌6時)は50%増						
但し、緊急訪問の場合は月の2回目以降加算される						

加算	内容		訪問看護・予防訪問看護 共通	
		サービス提供体制強化加算 (I) (1回につき)		6単位
	緊急時訪問看護加算 (月1回)		600単位	642円
	特別管理加算 (月1回)	特別管理加算 (I)	500単位	535円
		特別管理加算 (II)	250単位	268円
	ターミナルケア加算(適応時・予防除く)		2,500単位	2,675円
	長時間訪問看護加算 (1回につき・対象者のみ)		300単位	321円
	複数名訪問加算 (I) (看護師・1回につき)	30分未満	254単位	272円
		30分以上	402単位	431円
	退院時共同指導加算(退院時1~2回 対象者のみ)		600単位	642円
	初回加算 (内は退院日当日訪問の場合)		300単位(350単位)	321円(375円)
	看護体制強化加算 (II) (月1回)		200単位	214円
	口腔連携強化加算 (1回につき・対象者のみ)		50単位	54円

その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・永眠時の処置代 営業時間内 13,000円 / 営業時間外 18,000円 ・永眠時の処置セット・物品・材料費等は実費+消費税とさせていただきます。 ・交通費(サービス提供地域外) 100円/km ・1時間30分を超えた訪問看護(ケアプラン外) 5,000円/30分毎 ・区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合などは、介護保険枠外のサービスとなり全額自己負担となります。
--------	--

特別管理加算 (I) 500単位	在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注射指導管理・在宅強心剤持続投与指導管理 もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
---------------------	---

特別管理加算 (II) 250単位	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、 在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己 導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を越える褥瘡の状態にある者 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある者
----------------------	--

★訪問看護 利用者負担割合 (サービス提供体制強化加算6単位が加算されます 1割負担の場合)

訪問回数	訪問看護			予防訪問看護		
	30分未満	60分未満	90分未満	30分未満	60分未満	90分未満
月1回	504円	881円	1,207円	483円	850円	1,167円
月2回	1,008円	1,762円	2,414円	966円	1,700円	2,334円
月3回	1,512円	2,643円	3,621円	1,449円	2,550円	3,501円
月4回	2,016円	3,524円	4,828円	1,932円	3,400円	4,668円
月5回	2,520円	4,405円	6,035円	2,415円	4,250円	5,835円

介護保険の利用者負担額
 総単位数に地域単価(大和市:10.7)を掛けた額が費用総額となり、その1割~3割が利用者負担額となります。
 ※受給者証の種類によって公費負担が適用となり自己負担額が軽減される場合があります。